

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	平成31年2月1日（金） 午後3時00分から 午後3時18分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出 席 者	富岡市長、關野副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、内田福祉部長、三田こども・健康部長、村沢都市建設部次長兼開発建築課長、田中会計管理者、中川上下水道部次長兼水道施設課長、河田議会事務局議会総務課長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、高田選挙管理委員事務局次長兼主幹 （担当課1） 塩味市民環境部産業振興課主幹兼課長補佐、森田同課長補佐、奥田同課専門員兼産業労働係長、大貫同課同係主査 （担当課2） 宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長、久保田同課主幹兼課長補佐、河本同課交通政策係長、榎本同課同係主査 （事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、松尾同課政策企画係主査、江原同課同係主事、稲葉市長公室参事兼秘書課長
会 議 内 容	1 朝霞市産業振興条例（案）について 2 朝霞市地域公共交通協議会条例（案）について
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝霞市産業振興条例（案）の概要</li> <li>・朝霞市産業振興条例（案）</li> <li>・県内市町村の中小企業振興基本条例等の制定状況</li> <li>・朝霞市地域公共交通協議会条例（案）概要</li> <li>・朝霞市地域公共交通協議会条例（案）</li> <li>・朝霞市地域公共交通協議会の設置について（案）</li> <li>・朝霞市内循環バス路線</li> </ul>
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）

	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の 必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		

## 【議題】

### 1 朝霞市産業振興条例（案）について

## 【説明】

（担当課1：塩味市民環境部産業振興課主幹兼課長補佐）

朝霞市産業振興条例（案）について、説明する。

はじめに、本条例の制定理由について、本市の産業が長期的に縮小傾向にある中で、市民生活の向上と地域社会の発展には、産業の果たす役割が大変重要であることを市内外に発信し、地域ぐるみで産業振興を行うことへの市の姿勢を明らかにし、その機運醸成を図ることを目的としている。

なお、条例案については、産業振興基本計画策定委員会において、審議いただいた。また、昨年10月27日には、市民説明会を実施し、さらに商工会研修会での概要説明や商工会事務局との意見交換を行った。

今後の予定については、本日庁議決定後、次回の市議会定例会に議案として提出する予定である。

条例の内容について説明する。

本条例では、前文を置いている。これにより、産業振興に対する市の認識、制定の趣旨等を明らかにするものである。

第1条は目的規定、第2条は定義規定である。

第3条は、政策調整会議後、人権庶務課での審査により、変更している。

当初、事業者、産業団体等が相互の連携及び協働により産業振興を推進しなければならないとしていたが、市民及び市との相互の連携及び協働により推進されなければならないと、表現を変更し、基本理念とした。

第4条は、市の責務として、産業振興施策を効果的に実施しなければならないことを第1項から第4項まで4点規定している。

第5条は、現在策定作業を行っている産業振興基本計画を市の条例上の策定義務として位置付けたものである。

第6条は、事業者の役割として、産業団体への加入促進等を規定している。

第7条では、事業者の「個」の力で解決できない課題等を組織力で対処する場として、また、それによって地域の活性化を図っていただきたいという旨で、産業団体の役割を規定しているものである。

第8条は、産業振興を行う上で、市民は消費者等の立場としても、地域で大きな役割を担っていることから、本市の産業振興に協力していただきたいという意図で、市民の協力を規定している。

本条例の施行は、公布の日を予定している。

（太田市長公室次長兼政策企画課長）

本件は、政策調整会議で審議をしている。政策調整会議での審議について、市長公室長から報告をお願いする。

(神田市長公室長)

1月7日に行われた政策調整会議の審議の概要について報告する。

まず、前文の中で、「彩夏祭」にから始まっているが、どのような意図があるのかという質問に対し、理念条例なので、朝霞らしさを表現したいという意図がある。当初は、基本理念に入れていたが、背景として前文の中を含めた。

続いて、他市の状況や参考にした自治体はあるのかという質問に対し、小規模企業を焦点にした条例が6団体。商工業を含め総合型の条例が13団体ある。朝霞市は総合型だが、小規模企業の基本法が制定されたこともあり、小規模企業の振興に焦点を当てた条例ともなっている。

主に深谷市、富士見市を参考にした。

次に、なぜ、このタイミングで制定することとなったのかという質問に対し、小規模企業振興基本法が平成26年に制定され、埼玉県でも小規模企業振興基本条例が平成29年12月に制定されたことと。本市の産業基本計画を策定中であるが、産業振興基本計画策定を義務付ける根拠として条例の提案を行った。

次に、条例第2条第3項中の「その他の団体」とはどのような団体を意図しているのかという質問に対し、商店街や商工会以外の任意団体などを意図している。

次に、条例第4条第3項の市の責務を情報収集までに留めた理由はなにか、もう少し踏み込んで表現すべきではないかという質問に対し、施策の連携も必要であるが、まずは、情報収集から始めていくと、位置付けたものである。表記内容を検討する。

次に、第4条第4項中に、小規模企業者の受注機会の確保とあるが、市内外問わず、小規模企業者全般という考え方でよいかという質問に対し、そのとおりである。

次に、第5条の計画策定を、第4条の市の責務に含めなかったのはなぜかという質問に対し、当初は、含めていたが、計画策定については、重要な位置付けとなっているため、条文を分けている。

次に、既にある商業振興ビジョンとの整合性は取れているのかという質問に対し、新しく農業も含めた産業全般の計画なので、TMOなどの中活法とは別の位置付けとして策定するという議論を経てきている。

これらの意見等を踏まえ、一部修正を求めることとし、庁議に諮ることとした。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

提案のとおり、決定する。

## 【議題】

### 2 朝霞市地域公共交通協議会条例（案）について

## 【説明】

（担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長）

はじめに、制定理由について説明する。

この条例は、「地域公共交通網形成計画」の作成その他市内循環バスの運行等、地域公共交通に関する施策について必要な協議を行うことを主な事務とする「朝霞市地域公共交通協議会」を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき本条例を制定するものである。

内容については、他の計画策定委員会条例を参考に関東運輸局埼玉運輸支局及び県の交通政策課と調整しながら作成した。

次に、条例案について。

まず、（目的）としては、「朝霞市地域公共交通協議会」の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものである。

次に第3条の（所掌事務）としては、1点目が、計画に関すること。

2点目が、地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の形態、運賃、料金等に関すること。

3点目が、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために必要な協議に関すること。

4点目を、協議会が必要と認めることとしている。

次に第4条の（組織）としては、35人以内の委員で構成することとしている。

内容として、1号委員は、建設常任委員会の委員。

2号委員は、市職員。

3号委員に、関係する公共交通事業者等の代表者又はその指名を受けた者。

4号委員に、関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者。

5号委員に、関係行政機関の職員。

6号委員に、市内の公共的団体の代表者又はその指名を受けた者。

7号委員に、学識経験を有する者。

8号委員に、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民としている。

なお、現在想定している委員については、次の資料に記載している。

次に第8条（部会）として、所掌事務について専門的な調査、検討を行うために、必要に応じて部会を設置できることとした。

以上が「朝霞市地域公共交通協議会条例」の主な内容である。

（太田市長公室次長兼政策企画課長）

本件は、政策調整会議で審議をしている。政策調整会議での審議について、市長公室長から報告をお願いする。

(神田市長公室長)

1月7日に行われた政策調整会議の審議の概要について報告する。

まず、地域公共交通とは市内循環バスのことを示しているのかという質問に対し、市内循環バスだけではなく、民間の路線バスやタクシー事業者、鉄道事業者を示している。

次に、委員の人数を35人とした根拠はという質問に対し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく委員構成と道路運送法施行規則に基づく構成員を網羅した形で35人となっている。公共的団体の中には、市内循環バスを検討にあたって自治会等の意見を聞きたいので、人数が多くなっている。

次に、条例を策定するに当たり、当面の予定はという質問に対し、活性化再生法に基づき、協議会を設置することにより、市が中心となって公共交通ネットワークについて検討することができる。運賃改定の可能性や、市内循環バスでは、公共交通空白地区への対応などの課題の整理と市民ニーズの把握に努めたい。

次に、循環バスの検討を行うだけであれば、今までのままでよいのではという質問に対し、協議会を設置することにより、今までとは違い、鉄道事業者も加わることで、朝霞台駅のバリアフリー化についても検討できる。

次に、地域公共交通網形成計画も含め、交通弱者への交通の利便性の協議も行う組織ということによりかという質問に対し、今後、人口減少、少子高齢化などの課題も含め、約2年を目途に計画を策定していきたい。

次に、民間の事業者における運賃改定について、市の協議会で協議することができるのかという質問に対し、可能ではある。また、活性化再生法に基づく、協議会については、そこで決まった事項について尊重する義務が発生する。

次に、運賃の改定について、市内循環バス以外においても、協議することを想定しているのかという質問に対して、路線バスの運賃改定というよりも、この協議会は、地域公共交通という全体の最適な枠組みを考えていくものであり、公共交通空白地区なども含めて、地域で協議して検討するということが国の示した考え方である。

次に、近隣市に同様な協議会はあるのかという質問に対して、現在、近隣市にはないが国と県から、都市計画上の立地適正化計画と地域公共交通網形成計画の策定の指示がでていところであり、今後、近隣市でも策定することとなると想定している。

次に、この協議会を立ち上げなければならないのかという質問に対して、朝霞台駅のバリアフリー化も課題となっており、今後想定される朝霞台駅の改修は、この協議会での合意形成を前提に国庫補助が受けられるものがあるので、その点においても、この協議会の活用意義は大きいと考えている。

次に、運転代行業者は乗り合いではないので、含まれないということによりかという質問に対して、運転代行業者は緑ナンバーの営業ではないので、含まれない。

次に、福祉タクシー等の取扱いはどのようになるのかという質問に対して、旅客輸送に含まれるので、有償の場合であれば、協議することは可能である。

次に、計画を策定する際の、庁内の体制は検討しているのかという質問に対して、協議会に専門部会を立ち上げる予定で、専門的なことは部会の中で検討していきたい。

これらの意見等を踏まえ、原案のとおり、庁議に諮ることとした。

**【質疑等】**

(富岡市長)

協議会の開催は、年に何回くらいを予定しているのか。

(担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

平成31年度については、3回程度の開催を予定している。

(富岡市長)

どのような審議を行うのか。

(担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

協議会を設置することにより、市が中心となって地域公共交通について検討することができるので、まず、交通事業者の課題や市民のニーズを把握し、その上で、今後のより良い交通ネットワークの形成やあり方について検討をしていきたい。

(富岡市長)

アンケートを行う予定はあるか。

(担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

市民ニーズを把握する過程で、実施する予定である。

**【結果】**

提案のとおり、決定する。

**【閉会】**